(10) 非公共事業

みやぎの地域資源保全活用支援事業

(基金名:中山間地域等農村活性化基金)

事業主体 県

所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班

趣旨

中山間地域等においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地等の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することで地域の活性化を図る。

このため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援する。

事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

1 対象地域

中山間地域(5法指定地域)及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域(同様の基金を造成している市町村)。

2 基金の造成

県は基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。 (H5~9年造成済み) (基金管理主体:県)

- 3 基金運用益等による事業
 - (1)調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地(耕作放棄地等を含む)の機能保全・ 強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等の研究。

- (2) 研修事業
 - (1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成。
- (3) 推進事業
 - 都道府県委員会等の設置及び運営。
 - ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域 住民活動の活性化に関する推進指導等。
 - ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織(ふるさと水と土保全隊)の 構想化等。
 - ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、 指導、活動等。

事業主体

中山間地域等直接支払交付金事業

農業者の組織する 団体等 所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班

趣旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

対象要件

- 1 対象地域
 - (1)特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、 離島振興法、の5法指定地域及び棚田地域振興法の指定地域
 - (2) 知事特認地域
 - ①棚田地域振興法を除く5法指定地域に接する農用地を有する地域
 - ②農林統計上の中山間地域
 - ③既成市街地等に該当せず、次のア~ウに該当する地域旧市町村
 - ア 農林漁業従事者が10%以上または農林地率が75%以上
 - イ DID地区からの距離が30分以上
 - ウ 人口の減少率が(平成12年~17年)3.5%以上でかつ、 人口密度150人/km2未満であること
- 2 対象農用地

農振農用地及び地域計画区域内であり、1 ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上の農用地で、次の(1)~(3)のいずれかに該当するもの。

- (1) 急傾斜農地 (田:1/20以上、畑・草地・採草放牧地:15度以上)
- (2) 自然条件により小区画・不整形な水田(大多数が30a未満で平均20a以下)
- (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
 - ①急傾斜農地と連担した緩傾斜農地 (田: 1/100~1/20、畑・草地・採草放牧地:8~15度)
 - ②高齢化率・耕作放棄率の高い農地

高齢化率:40%(農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合)

耕作放棄率:田8%以上、畑15%以上(経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する

耕作放棄地面積の割合)

3 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

4 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

- 5 事業主体:農業者団体等
- 6 事業実施期間:令和7年度~令和11年度(第6期対策)

負担割合	区分	国	県	その他	備	考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (5法指定地域)	1/2	1/4	1/4		
	" (県特認地域)	1/3	1/3	1/3		

多面的機能支払交付金事業

事業主体 活動組織等

所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班

趣 旨

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域 資源の質的向上を図る共同活動の取組を支援する。

事業の内容

1 農地維持支払交付金

[事業主体:活動組織等]

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な 保全管理のための推進活動を行う組織へ交付する。

2 資源向上支払交付金

[事業主体:活動組織等]

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付する。

※施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。

3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体:推進組織、県、市町村]

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織、県及び市町村へ交付する。

採択基準

○関係する実施要綱、要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知、 以下「要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知、 以下「要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)
- ・日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通 知)
- ・日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日27生産2855号・平成28年4月1日27農振第22 19号、農林水産省生産局長・農村振興局局長通知)

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区分	地目	交付単価	備 考
	農地維持支払交付金	田 畑 草 地	3, 000円 2, 000円 250円	
	資源向上支払交付金 (共同活動)	田 畑 草 地	2, 400円 1, 440円 240円	・5年間以上実施した場合は、左記の7.5割。 ・多面的機能の増進を図る活動を行わない場合は、左記の5/6。
	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化)	田 畑 草 地	4, 400円 2, 000円 400円	・直営施工を行わない場合は、左記 の5/6。

^{*}交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

[加算措置]

加算措置の要件については、要綱・要領を確認すること。

(円/10a)

	項 目	地目	加算単価
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
	※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・	畑	240
	保全管理」も対応可	草地	40
水田の雨水貯留機能の強	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400
化(田んぼダム)の推進			

^{*5}年間以上活動している地区、または長寿命化の活動に取組む地区は加算単価の7.5割

(円/10a)

項 目					
環境負荷低減の取組への	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境	長期中干し	800		
支援	負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	冬季湛水	4,000		

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県営	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金(共同活動) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化)	1/2	1/4	1/4		
	多面的機能支払推進交付金	100				

農地耕作条件改善事業

農地中間管理機構 事業主体 県

> 市町村 土地改良区等

農山漁村なりわい課 中山間振興班

所管課班

農村整備課 ほ場整備班

趣

農地中間管理事業の重点実施区域等において、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農 地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換及び営農定着に必要な取組を ハードとソフトの両面から支援する。

事業の内容

次に掲げる事業種類から実施するもの(各事業メニューを組み合わせて実施可能)。なお、事業実 施期間については、最大5年まで(ハード事業は最大3年まで)。

1 農地集積促進支援

担い手への農地集積に向けた共通メニューの活用が可能

【定額助成(①~⑦:ハード事業、⑧:ソフト事業)】

- ①区画拡大、②暗渠排水、③湧水処理、④除礫、⑤客土、⑥末端畑地かんがい施設、
- ⑦更新整備(用排水路、農作業道、畦畔、排水口等)、⑧条件改善推進費
- ※助成額は工種や施工方法により異なる。
- ※①から⑦までに掲げるものについては、事業主体は施工の全部又は一部を自らの管理の 下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際は、施工状況等を適切に把 握し、これが確認できる資料の作成・保存を行う。

【定率助成(①~⑨:ハード事業、⑩~⑫:ソフト事業)】

- ①区画整理、②農業用用排水施設、③農作業道等、④暗渠排水、⑤農用地の保全、
- ⑥営農環境整備支援、⑦農地造成、⑧管理省力化支援、
- ⑨土層改良(共同利用機器導入を含む)、⑩条件改善促進支援、⑪機構集積推進費、
- 12)指導

2 高収益作物転換支援

高収益作物の転換に向けた共通メニューに加え、以下のメニューの活用が可能。

【定額助成(①~④:ソフト事業)】

- ①高収益作物への転換支援、②幼木管理支援、③新植・改植支援等、
- ④高収益作物導入促進費·推進費等

3 スマート農業導入支援

スマート農業の導入に向けた共通メニューに加え、以下のメニューの活用が可能。

【定額助成(①:ハード事業)】

①GNSS基準局整備等

【定率助成(①:ハード事業)】

①先進的省力化技術導入支援等

4 病害虫対策支援

病害虫の対策に向けた共通メニューに加え、以下のメニューの活用が可能。

【定額助成(①:ハード事業)】

①病害虫対策 (反転耕、混層耕、堆肥施用)

5 水田貯留機能向上支援

「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水桝の設置、地元調整・調整経費、堰板購入等の共通メニューの実施が可能。

6 土地利用調整支援

土地利用の調製に向けた共通メニューに加え、以下のメニューの活用が可能。

【定率助成(①:ハード事業)】

① 粗放的農地利用整備 (用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等)

採択要件

【共通要件】

- ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること。
- ・1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。
- ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- ・農地中間管理機構との連携概要※、農地耕作条件改善計画を作成すること。 ※病害虫対策または水田貯留機能向上支援のみを実施する場合は不要

【農地集積促進支援】

・地域内農地集積促進計画を作成すること。

【高収益作物転換支援】

- ・受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- ・高収益作物転換促進計画を作成すること。

【スマート農業導入支援】

- ・国費が投じられスマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地であること。
- ・スマート農業導入推進計画を作成すること。
- ・先進的省力化技術導入支援を実施する場合は、生産方式革新実施計画の認定を受けていること。

【病害虫対策支援】

- ・植物防疫法に基づく発生予察情報において警報、注意報又は特殊報が発表された地域であること。
- ・病害虫対策計画を作成すること。

【水田貯留機能向上支援】

- ・流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系に指定もしくは指 定される見込みの地域であること。
- ・水田貯留機能向上計画を作成していること。

【十地利用調整支援】

- ・地域計画等策定区域及び当該区域が一体的に農地として利用されている周辺区域であること。
- ・土地利用調整計画を作成していること。

事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業者団体、農業法人等

負担割合

負担割合	事業主体	区分		国	県	市町村	その他
		定額助成		定額	_		_
県営	県	定率助成		50 (55)	27.5	10	12.5(7.5)
		※水田貯留機能向上型	型に限り	50 (55)	32	18 (13)	_
		定額助成		定額		ı	_
	農地中間 管理機構		ハード事業	50 (55)	27.5	10	12.5(7.5)
			ソフト事業	50 (55)	_	50 (45)
団体営		※水田貯留機能向上型に限り		50 (55)	32	18 (13)	_
四件名		定額助成		定額	_	-	_
	その他	定率助成	ハード事業	50 (55)	14	36 (31)	
	I C V / IE		ソフト事業	50 (55)	_	50 (45)
		※水田貯留機能向上型に限り		50 (55)	21	29 (24)	_

^{※()}は、事業実施区域が中山間地域の場合に適用する。

農業水路等長寿命化 ·防災減災事業

県 事業主体 市町村 土地改良区等 農山漁村なりわい課 中山間振興班 所管課班 農村整備課 水利施設保全班 農材医質対策第

水利施設保全班 農村防災対策室 防災対策班 ため池対策班

事業の趣旨・内容

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などのリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1長寿命	(1)長寿命	長寿命化対策に資する	ア 水利施設整備
化対策	化対策	農業用用排水施設等の整	イー農道整備
		備	ウの機能保全計画策定等
			エの実施計画策定
			オー水利用調査・調整
			カー土地利用調整
			キ 耐震性点検・調査
2 防災減	(1)自然災	自然災害等により被害	ク ため池整備
災対策	害等対策	が発生するおそれのある	ケー湛水防除
		農業用用排水施設等の整	コ 地盤沈下対策
		備	サー農業用用排水施設整備
			シー土砂崩壊防止
			ス 特定農業用管水路等特別対策
			セ 農業用河川工作物応急対策
			ソ 施設撤去・廃止
			ター水質保全対策
			チー利活用保全
			ツー農道施設整備
			テ機能保全計画策定等
			ト 実施計画策定
			ナー耐震性点検・調査
			ニ 安全度評価
	(2)危機管	防災安全度の向上を図	ヌ 危機管理システム等整備
	理対策	るために行う管理施設等	
		の整備	
	(3) ため池	ため池の防災安全度の	 ネ 緊急的な防災対策
	防災環境整備	向上を図るために行う管	ノ 地域防災上のリスク除去
		理施設等の整備	ハ ハード整備の着手促進
	(4)流域治	流域治水対策のために	ヒ 農業用用排水施設整備
	(4) 流域信 水対策	行う農業用用排水施設等	こ 展案用用排水施設登開 フ 危機管理システム等整備
	小刈州	11 7 展 果 用 用 併 小 旭 政 寺 の 整 備	クール機官垤ンヘテム寺釜岬 ヘ 附帯安全施設整備
		ソ 正 J用	ホー管理体制強化対策
3 ため池	(1) ため池		マハザードマップ作成
の保全・	の保全・避難	動や適切な保全管理につ	マーバリードマック作成 ミ 監視・管理体制の強化
避難対策	対策	動で過 切な 床 王 自 理 に フ な げ る 対策	ム 減災対策の実施
是	V1 /K	(すれ) の以次	- 吸火が水・ケ大ル

4施設情	(1)施設情	地理情報システムの情	メ	農業水利施設情報等の地理情報
報整備・	報整備・共有	報整備		システム化
共有化対	化対策			
策				

実施要件

- 1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。
- 2 上記表の交付対象事業の欄のア及びイ並びにクからツ、ヌからノ、ヒからホに掲げる事業を実施する場合は以下の要件を全て満たすこと。
- (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- (2) 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。)。
- (3) 交付対象事業1地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること(ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内とする。)。
- 3 上記表の交付対象事業の欄のウからキ及びテからニ、ハ及びマからムに掲げる事業を実施 する場合は、交付対象事業の1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

負担割合	区分	玉	県	市町村	その他	備考
団体営	長寿命化対策					
	水利施設整備	50 [55]	14	21	15 [10]	市町村営
	小利旭 放整佣	50 [55]	14	13	23 [18]	土地改良区営
	農道施設整備	50 [55]	0		0 5]	
	上記以外	定額		_		1地区当たりの国費助成上限は1,000万円
県 営	自然災害等対策	•				
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査 安全度評価	定額		-		1地区当たりの国費助成上限 は1,000万円。ただし、ため池の 耐震性点検・調査については上 限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものに あっては、令和12年度までは 定額
	流域治水対策	50 [55]	未定	未定	未定	流域治水プロジェクト等に位 置付けられたものであること
団体営	自然災害等対策				•	
	ため池整備 (ため池整備工事)	50 [55]	18	25	7 [2]	
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	_			1地区当たりの国費助成上限 は1,000万円。ただし、ため池の 耐震性点検・調査については上 限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものに あっては、令和12年度までは 定額
	 流域治水対策	50 [55]	未定	未定	未定	流域治水プロジェクト等に位 置付けられたものであること

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営	ため池防災環境整備	1				
団体営	緊急的な防災 対策	50 [55]	未定	未定	未定	令和 12 年度までは定額
	地域防災上の リスク除去	定額	_			1箇所当たりの助成額の 上限は※1のとおり
	ハード整備の 着手促進	定額	_			1地区当たりの国費 助成上限は 500 万円
県 営	ため池保全・避難対策 					
団体営	ハザードマッ プ 作成	50	未定	未定	未定	令和 12 年度までは定額
	監視・管理体 制 の強化	50	未定	未定	未定	令和 12 年度までは定 額 1 地区当たりの国費 助成上限は 500 万円※2
	減災対策の実施	50	未定	未定	未定	令和 12 年度までは定 額 1 地区当たりの国費 助成上限は 500 万円
県 営	施設情報整備・共有化対策					
団体営	農業水利施設情 報等の地理情報 システム化	50	未定	未定	未定	

- [] は中山間地域等(離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地域又は指定棚田地域)の場合
- ※1 1箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

@ > MATCACE & C TO A C								
		②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合						
堤高	①基本		の整備延長					
			20m以上500m未	500m以上				
			満	500回火工				
5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円				
5m以上10m未満	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円				
10m以上	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円				

- ※2 地域(市町村単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の 現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動の 場合、助成額の上限は1,000万円とする。
- 4 流域治水対策とは、以下に掲げるいずれかを満たす取組をいう。
- (1)流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
- (2) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実

施するもの。

(3) 地方公共団体が策定又は締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。